

独立行政法人国民生活センターの中期計画変更 新旧対照表

第3期中期計画（変更案）	第3期中期計画（現行）
<p>独立行政法人国民生活センター中期計画</p> <p>平成25年 2月28日 (変更) 平成27年 3月31日 <u>(変更) 平成27年 ○月 ○日</u> 消費者庁</p> <p>(序文) (略)</p> <p>(基本方針) (略)</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 随意契約等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、</u>契約の適正化を推進するため、「<u>調達等合理化</u>計画」に基づく取組を着実に実施・公表するとともに、<u>真にやむを得ない競争性のない随意契約を除き、原則として一般競争入札等(競争性のある契約)によることとする。</u>一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するとともに、<u>一般競争入札等の割合が契約件数全体の84.1%(平成26年度実績)を下回らないよう努める。</u>また、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。さらに、監事による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。 	<p>独立行政法人国民生活センター中期計画</p> <p>平成25年 2月28日 (変更) 平成27年 3月31日 消費者庁</p> <p>(序文) (略)</p> <p>(基本方針) (略)</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 随意契約等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の適正化を推進するため、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施・公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。さらに、監事による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。

第3期中期計画（変更案）	第3期中期計画（現行）
<p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (略)</p> <p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (略)</p> <p>4. 短期借入金の限度額 (略)</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画 (略)</p> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画 (略)</p> <p>7. 剰余金の使途 (略)</p> <p>8. その他業務運営に関する事項 (略)</p>	<p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (略)</p> <p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (略)</p> <p>4. 短期借入金の限度額 (略)</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画 (略)</p> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画 (略)</p> <p>7. 剰余金の使途 (略)</p> <p>8. その他業務運営に関する事項 (略)</p>